

国民健康保険に加入の皆さんへ 保険証に関するお知らせ

【問い合わせ】
。本館国保医療課(☎41-3583)
。各総合支所健康福祉係(大迫☎41-3127、
石鳥谷☎41-3447、東和☎41-6517)

10月から利用できる 保険証を送付します

現在国保加入者がお持ちの保険証は、有効期限が令和6年9月30日までとなっています。
10月1日から使える保険証を、9月末までに各世帯主へ郵送します。この保険証の有効期限は、令和7年7月31日までです。
なお、有効期限が切れた保険証は回収しません。個人情報に注意して、破棄してください。

●**保険証と高齢者受給者証を一体化**
令和7年8月1日以降、利便性の向上を図るため、保険証と70歳以上の被保険者に対し交付される高齢受給者証の二つを「資格確認書」に一体化します。

そのため、今回送付する保険証の有効期限は、高齢受給者証の有効期限に合わせ、令和7年7月31日となっています。
※資格確認書について詳しくは、

「●マイナ保険証がない人は」をご覧ください

12月2日から マイナ保険証が基本に

本年12月2日に、現行の保険証は廃止されます。それ以降、医療機関を受診するときは、マイナ保険証(健康保険証利用登録を行ったマイナンバーカード)の利用が基本となります。

12月2日から新たに保険証の発行は行われなくなりますが、12月1日以前に発行された保険証は、有効期限(令和7年7月31日)まで使用できます。

●マイナ保険証の利用登録方法

マイナンバーカードの健康保険証の利用登録は、マイナンバーカードの読み込みに対応したスマートフォンまたはパソコンから、ウェブサイト「マイナポータル」で手続きできます。

ル」で手続きできます。

スマートフォン、パソコンを持っていない人には、本館国保医療課または各総合支所健康福祉係でパソコンを貸し出しています。そのほか、医療機関・薬局の受付や、セブン銀行ATMからも利用登録ができます。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。



●マイナ保険証がない人は

▽マイナンバーカードを取得していない人▽マイナ保険証の利用登録をしていない人―などには、保険証の代わりとなる「資格確認書」が交付されます。この資格確認書を医療機関に提示することで、保険の適用が受けられます。資格確認書の交付には、原則申請の必要はありません。今回送付する保険証の有効期限(令和7年7月31日)の前に、対象となる人(※)にお送りします。

マイナ保険証には、こんなメリットが

便利なマイナ保険証を、あなたも使ってみませんか。

①限度額認定証が一つに



医療費の負担割合のほか、高額療養費の限度額の情報も記録。医療機関窓口での支払い負担が軽減されます。

②診療・薬の情報が一つに



特定健診やお薬・診療情報を医師や薬剤師と共有できるので、薬の重複を防ぐなど、治療に役立てることができます。
※本人の同意が必要です

③医療費を節約できる



紙の保険証よりも、医療費が1回につき20円安くなり、自己負担額が低くなります。

マイナンバーカードは他にも便利！ コンビニで証明書を取得できます

【問い合わせ】本館市民登録課(☎41-3548)

■利用できる店舗 セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ユニバースなど

※コンビニ交付サービスの詳細は、地方公共団体情報システム機構が運営する専用ページ(<https://www.lg-waps.go.jp/index.html>)をご覧ください



■コンビニなどで取得できる証明書や手数料など

証明書	手数料	取得できる対象・範囲	利用可能時間
住民票の写し	1通につき300円	本市に住民登録がある人	午前6時30分～午後11時(12月29日～1月3日を除く)
印鑑登録証明書		本市に印鑑登録がある人	
課税(所得)証明書	1通につき300円	証明年度の1月1日時点で本市に住民登録があり、証明書取得日現在も本市に住民登録がある人(直近2カ年度分まで)	本人のみ
戸籍の全部・個人事項証明書(戸籍謄本・抄本)	1通につき450円	本市に本籍がある人(他市町村に住民登録している人は、事前の利用登録申請が必要です)	本人・同一世帯の人
戸籍の附票の写し	1通につき300円	本人・同一戸籍の人	午前9時～午後5時15分(土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日を除く)

75歳以上の世帯が対象

マイナンバーカードの出張申請受付 あなたの自宅へ訪問します

【問い合わせ・申し込み】本館市民登録課(☎41-3548)

市では、75歳以上のみの世帯の人を対象に、ご自宅へ訪問して、マイナンバーカードの申請を受け付けます。

出来上がったマイナンバーカードはご自宅へ郵送します。

※「転送不要」郵便で郵送します。転送手続きをしている場合はご相談ください

■対象 次の全てを満たす人

- 75歳以上のみの世帯の人
- マイナンバーカードの申請が初めての人

■期間 10月8日(火)～11月15日(金)の火～金曜日

■時間 ①午前9時30分②午前11時③午後2時

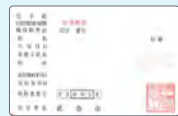
■申し込み方法 訪問希望日の2週間前までに電話で本館市民登録課(☎41-3548)へ

❖12月2日以降の医療機関受診の方法

次の①～③のいずれかをお持ちください。



①マイナ保険証



②現行の保険証
[令和7年7月31日まで]



③資格確認書

*交付対象者

- マイナンバーカードを取得していない人
- マイナ保険証の利用登録をしていない人